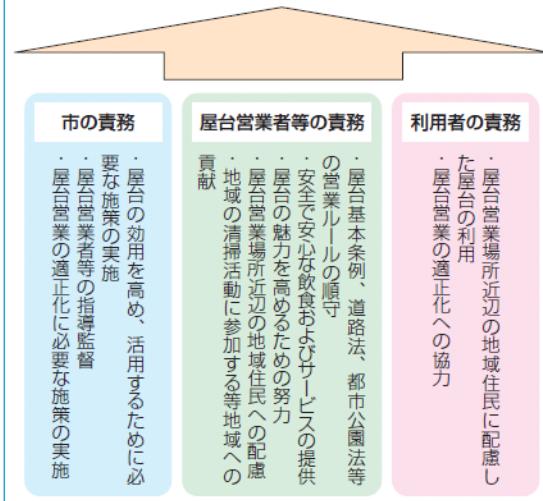


## 福岡のまちと共生する屋台を目指して 「福岡市屋台基本条例」ができました

**目指していく屋台の将来像（条例第2条から抜粋）**

- 市民や地域、観光客に理解され、愛される屋台
- 観光資源として市を広報することができる屋台
- まちにぎわいや人々の交流の場をつくり出し、まちの魅力を高める屋台



市は、屋台が市民や地域、観光客に親しまれ、福岡のまちと共に生ずる存在となるために制定した「福岡市屋台基本条例」を9月1日(日)から施行します。

詳しい条例の内容は、市ホームページ（福岡市屋台基本条例）で検索に掲載しています。

条例は「市の責務」「屋台営業者等の責務」と共に「利用者の責務」を定め、屋台利用者の皆さんにもルールを守る協力を求めています。

### ■ 屋台の営業時間

9月1日(日)以降、屋台は午後3時以降準備を始めます。準備中の際はお待ちください。



### ■ 生ものの提供禁止

屋台では刺身、ホテトサラダおさげなど生きものは提供できません。



### ■ トイレの確保

屋台の利用者等が利用するトイレは、屋台営業者自ら確保に努めることとなっています。トイレの場所は屋台営業者にお尋ねください。また利用者も必ずトイレを利用しましょう。



### ■ 節度ある利用を

屋台の近隣に住む人の迷惑を考え、大声で騒がないように注意しましょう。



市は、道路・公園という公共空間での屋台営業は、まちにぎわいや人々の交流の場になることから、屋台の大きさや営業時間などの営業ルール

にもルールを守って楽しんでもらえるよう「屋台のルール」を紹介します。

■ 屋台の営業時間  
9月1日(日)以降、屋台は午後3時以降準備を始めます。準備中の際はお待ちください。

■ 生ものの提供禁止  
屋台では刺身、ホテトサラダおさげなど生きものは提供できません。

■ トイレの確保  
屋台の利用者等が利用するトイレは、屋台営業者自ら確保に努めることとなっています。トイレの場所は屋台営業者にお尋ねください。また利用者も必ずトイレを利用しましょう。

■ 節度ある利用を  
屋台の近隣に住む人の迷惑を考え、大声で騒がないように注意しましょう。

値段を明示しなければいけません。メニュー表で値段を確認してから注文疑問があるときは、その場で確認しましょう。

重大な違反や繰り返し違反をする屋台営業者に対しては、許可の停止・取り消しも行います。また、新規の屋台営業者を公募する制度を規定しました。

重大な違反や繰り返し違反をする屋台営業者に対しては、許可の停止・取り消しも行います。また、新規の屋台営業者を公募する制度を規定しました。

重大な違反や繰り返し違反をする屋台営業者に対しては、許可の停止・取り消しも行います。また、新規の屋台営業者を公募する制度を規定しました。

【問い合わせ先】

担当課	電話	ファクス
路政課（道路上の屋台について）	711-4458	733-5591
みどり管理課（公園内の屋台について）	711-4407	733-5590
食品安全推進課（食品衛生について）	711-4277	733-5588
都市観光推進課（条例・公募について）	711-4646	762-4442